

第15回教育委員会（臨時）議事録

1 開 会

令和8年3月26日（木） 14時00分

2 場 所

市役所第2庁舎3階 2-301・302会議室

3 会議に出席した委員

教育長 丹後 政俊
委 員 西田 正志
委 員 鈴木 友美
委 員 吉良 佳晃
委 員 倉 真智子

4 会議に出席した職員

学校教育部長 酒井 寛興
こども未来部長 田中 正典
社会教育部長 中野 悟
学校教育次長 小嶋 拓也
教育総務課長 山内 俊秀
学校教育課長 石井 健一
東部学校給食センター所長 糸川 尚子
西部学校給食センター所長 畑岡 俊成
子育て企画課長 山鳥 有史
保育教育課長 山田 康弘
社会教育・文化財課長 辻川 貴志
中央図書館長 田中 真紀子
市史編さん課長 小島 理三
田園交響ホール館長 酒井 直隆
中央公民館長 竹見 朋子
教育総務副課長 近成 和泉

5 議事日程及び議案

別紙の通り

6 開会宣言

14時00分

7 会 期

（自）令和8年3月26日 （至）令和8年3月26日 1日間

8 会議録署名委員名簿

吉良佳晃委員

9 閉 会

16時17分

丹後教育長	日程第 1、会議録署名委員は、3 番吉良佳晃委員を指名する。
丹後教育長	日程第 2、会期は令和 8 年 3 月 26 日、本日 1 日間とする。
丹後教育長	日程第 3、承認事項に移る。承認第 12 号「丹波篠山市乳児等通園支援の利用可能時間に関する経過措置を定める条例の撤回を市長に提案することについて」子育て企画課に説明を求める。
山鳥課長	《議案書に基づき説明》
田中部長	提案時に、十分に説明しなければいけないところ、このような形になり、教育委員会また議会等、多方面にご迷惑をかけた状況になった。今後このようなことがないように十分注意していきたい。
鈴木委員	第 3 期子ども子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査を行ったとのことであるが、このアンケートはいつ行われたものなのか。また、アンケートの対象者はどのような方なのか。利用したいとの回答について、どのような質問をされ、利用したいとあったのか。
山鳥課長	アンケートについては、令和 6 年 1 月 5 日から 22 日の間に実施した。 対象者については、乳児等通園支援事業の利用対象者となる 2 歳以下で、保育園、こども園等の定期的な利用の無い方の回答を抽出した結果、77%の方が利用したいと回答いただいた。 質問については、乳児等通園支援事業を説明の上、「同事業を利用したいと思いませんか」という内容である。
西田委員	兵庫県内で本市のみが経過措置を導入するとの事実を説明していなかったとのことであるが、これは、事務局は気づいていたが、説明していなかったのか。それとも、市会議等で指摘を受けて判明したことなのか。
山鳥課長	兵庫県内で本来 10 時間のところを 3 時間という経過措置を定めた自治体については、県から 12 月の末に情報提供があった。このことについては、本来であれば、市内部の条例の審議審査を行う場や、教育委員会事務局内での調整時に方針検討の判断材料の一つとしてお示しすべきであるにもかかわらず、担当課だけの情報として留めてしまった。
西田委員	算出方法の見直しについて、もう少し詳しく教示願う。 また、実施が見込める施設があったとのことであるが、どこか。
山鳥課長	算出方法については、対象者 250 人のうち、約 77%の 193 人程度の利用があるという見込みの中で、仮に全員が最大の 10 時間を利用されるとなると、193 人に対し、僅か 14 人程度、7.5%の方しか利用できない状況が想定されることから、上限を月 3 時間にすると、193 人のうち 48 人、約 25%の方に利用いただけることとなり、当初は経過措置期間を決めることで広く浅くにはなるが、多くの皆さんに利用いただけるようにすることがベストであると判断していた。そうした中で、利用想定人数について、令和 7 年に他

	<p>市で試行的事業として実施された状況を聞くと、概ね対象者に対して平均20%程度との利用実態が確認できたことから、対象者250人の20%、約50人の方が利用されるということになった場合、月10時間であれば約28.8%、月3時間であれば、96%の方が利用できることが判明した。さらに、検討を進めていく中で、子育てふれあいセンターに新たに職員を配置し、実施することも可能ではないかという状況もでてきたことから、経過措置を定める条例を廃止、撤回させていただくこととなった。</p>
西田委員	<p>教育委員としても反省すべきところがあったのかも含めお尋ねしたが、定例教育委員会での提案時に今、説明のあったような情報をお知らせいただいていないこと、また、こども家庭庁においては、待機児童を出しても受け入れるとの姿勢であることも聞いていなかったように思う。事務局の説明不足も含め、待機児童が出てしまっは大変なことになることから3時間でいくとの説明を受ける中で賛成したが、その上で私も市議会での議論を聞いていたが、市民の側に立った議員の意見については、確かにそのとおりであると感じた。やはり、必要な情報を説明してもらわないと我々教育委員も判断を誤ってしまう。</p>
山鳥課長	<p>ご指摘の通り、協議いただく中で、出さないといけない情報を出していなかったことについてお詫びするとともに、今後、同様のことがないようにしっかりと対応していきたい。</p>
丹後教育長	<p>只今のご指摘を肝に銘じ、進めていきたい。</p> <p>承認第12号「丹波篠山市乳児等通園支援の利用可能時間に関する経過措置を定める条例の撤回を市長に提案することについて」採決をする。異議はないか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
丹後教育長	<p>全員賛成で、承認第12号「丹波篠山市乳児等通園支援の利用可能時間に関する経過措置を定める条例の撤回を市長に提案することについて」を承認する。</p>
丹後教育長	<p>日程第4、議案に移る。議案第51号「丹波篠山市幼稚園、学校関係団体補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」、教育総務課に説明を求める。</p>
山内課長	<p>《議案書に基づき説明》</p>
吉良委員	<p>県の交付金や市からの委託金がある中、二重の補助となることから改正するとの理解でよいのか。</p>
山内課長	<p>当該補助金については、修学旅行や校外学習とともに、バス代や施設利用料の一部として補助してきたが、自然学校については、近年、こうした経費については県の交付金や学校教育課予算である市の委託金が充当されている</p>

	<p>ことから、残る食事代やお茶に補助することについて時代的にもそぐわないということもあり、補助を取りやめることとした。</p>
丹後教育長	<p>議案第 51 号「丹波篠山市幼稚園、学校関係団体補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」採決をする。異議はないか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
丹後教育長	<p>全員賛成で、議案第 51 号「丹波篠山市幼稚園、学校関係団体補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」は原案どおり可決する。</p>
丹後教育長	<p>議案第 52 号「丹波篠山市自転車保険加入交付金交付要綱を廃止する要綱の制定について」、教育総務課に説明を求める。</p>
山内課長	<p>《議案書に基づき説明》</p>
西田委員	<p>自転車損害賠償保険の内容を教示願う。 また、7 年度の予算額はどの程度か。</p>
山内課長	<p>自転車損害賠償保険については、自転車で他人に損害を与えた場合の被害者への賠償責任を補填する保険となっている。 予算については、1 世帯 1,000 円の交付金を支給しており、実績を踏まえ、約 40 万円程度を計上している。交付金の申請状況としては、令和 6 年度は 277 世帯全体の 29.6%、決算額は 27 万 7,000 円となっている。なお、平成 30 年度にとったアンケートでは 902 世帯のうち 645 世帯、回答率 70.5%のうち、自転車保険の認知度については、「詳しく知っている」「ある程度知っている」が、合わせて 99.4%というような状況も踏まえ、このたび廃止するものである。</p>
西田委員	<p>近年の自転車運転時のヘルメットの努力義務化や 4 月からの青切符の導入等、背景には多くの自転車事故もあると思うが、安全対策への影響はないのか。</p>
山内課長	<p>これまでから市内小中学校においては、学期の始まりや長期休業期間前等に加え、近隣で事故があった場合に自転車運転の危険性及び交通安全の遵守について周知してきている。ご指摘の 4 月からの法改正も含め、引き続き、しっかりと学校現場で周知していきたい。</p>
丹後教育長	<p>議案第 52 号「丹波篠山市自転車保険加入交付金交付要綱を廃止する要綱の制定について」採決をする。異議はないか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
丹後教育長	<p>全員賛成で、議案第 52 号「丹波篠山市自転車保険加入交付金交付要綱を廃止する要綱の制定について」は原案どおり可決する。</p>
丹後教育長	<p>議案第 53 号「丹波篠山市教育委員会業務量管理・健康確保措置実施計画</p>

	の策定について」、学校教育課に説明を求める。
石井課長	《議案書に基づき説明》
西田委員	本市の計画は、県の計画をもとにしているのか。
石井課長	国・県の計画に準じている。
西田委員	計画の期間のところで、年度ごとに進捗評価を行う中で、口頭で、総合教育会議で取組状況を報告すると言われたが、県の指針に書いてあるのか。
石井課長	給特法が改正される中で、本計画の内容・実施状況について、総合教育会議への報告が義務づけられている。
西田委員	ここに記述していない理由はあるのか。
	5. 今後のフォローアップのところで、「学校安全衛生委員会及び定例教育委員会、総合教育会議において、目標の達成状況、具体的措置の取組状況等を報告」と記述しているが、計画の期間のところにも追記する。
丹後教育長	只今のご指摘を踏まえ、追記することとした上で、議案第 53 号「丹波篠山市教育委員会業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について」採決をする。異議はないか。
全委員	異議なし。
丹後教育長	全員賛成で、議案第 53 号「丹波篠山市教育委員会業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について」は原案どおり可決する。
丹後教育長	議案第 54 号「丹波篠山市立学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、学校給食センターに説明を求める。
糸川所長	《議案書に基づき説明》
西田委員	説明資料中、国県の支援が決定したとあるが、事業名は何か。 また、国における 1 食当たりの想定金額はいくらか。 それからこの措置は恒久的な措置なのか。
糸川所長	国の交付金の名称については、給食費負担軽減交付金とされている。 1 食当たりの単価については指示がないが、1 か月当たりの単価については、小学生が完全給食の分で 5,200 円、特別支援学校の小学部の費用が完全給食の費用で 6,200 円となっている。 恒久的な措置かどうかについては、国は、小学生分は継続していくと言われているが、中学生分については、まだ審議が始まっていないと聞いている。
西田委員	値上げも含め、幼稚園、小学生、中学生で対応が違うことから、丁寧な保護者通知をお願いしておく。
糸川所長	3 月 19 日に保護者に配っていただくように、学校には依頼している。幼稚園及びこども園については、保育教育課から個人宛てに送付していただく予

西田委員	定である。
糸川所長	小学校における国県の交付金は月額 5,200 円に対し、本市においては今回の改定で 5,400 円となるが、その差額は市が補填するのか。
丹後教育長	そのとおりであり、市が差額 200 円分を負担する。
丹後教育長	議案第 54 号「丹波篠山市立学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」採決をする。異議はないか。
全委員	異議なし。
丹後教育長	全員賛成で、議案第 54 号「丹波篠山市立学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は原案どおり可決する。
丹後教育長	議案第 55 号「丹波篠山市保育所等の給食費徴収規則の一部を改正する規則の制定について」、保育教育課に説明を求める。
山田課長	《議案書に基づき説明》
丹後教育長	質疑はないようですので、議案第 55 号「丹波篠山市保育所等の給食費徴収規則の一部を改正する規則の制定について」採決をする。異議はないか。
全委員	異議なし。
丹後教育長	全員賛成で、議案第 55 号「丹波篠山市保育所等の給食費徴収規則の一部を改正する規則の制定について」は原案どおり可決する。
丹後教育長	議案第 56 号「丹波篠山市立さぎそうホール条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、田園交響ホールに説明を求める。
酒井館長	《議案書に基づき説明》
丹後教育長	質疑はないようですので、議案第 56 号「丹波篠山市立さぎそうホール条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」採決をする。異議はないか。
全委員	異議なし。
丹後教育長	全員賛成で、議案第 56 号「丹波篠山市立さぎそうホール条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は原案どおり可決する。
丹後教育長	議案第 57 号「丹波篠山市公の施設使用料条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、中央公民館に説明を求める。
竹見館長	《議案書に基づき説明》
丹後教育長	質疑はないようですので、議案第 57 号「丹波篠山市公の施設使用料条例

全委員 丹後教育長	<p>施行規則の一部を改正する規則の制定について」採決をする。異議はないか。 異議なし。</p> <p>全員賛成で、議案第 57 号「丹波篠山市公の施設使用料条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は原案どおり可決する。</p>
丹後教育長	<p>日程第 5、報告事項に移る。報告 1「第 126 回丹波篠山市議会弥生会議一般質問について」、教育総務課に報告を求める。</p>
山内課長	<p>《議案書に基づき報告》</p>
丹後教育長	<p>報告 2「小中学校児童生徒の生徒指導等の対応について」、学校教育課に報告を求める。</p>
石井課長	<p>《議案書に基づき報告》</p>
丹後教育長	<p>報告 3「乳児等通園支援事業の実施施設（まめっこ）について」、子育て企画課に報告を求める。</p>
山鳥課長	<p>《議案書に基づき報告》</p>
丹後教育長	<p>報告 4「大山児童クラブの業務委託先について」、子育て企画課に報告を求める。</p>
山鳥課長	<p>《議案書に基づき報告》</p>
丹後教育長	<p>報告 5「篠山チルドレンズミュージアムの指定管理について」、子育て企画課に報告を求める。</p>
山鳥課長	<p>《議案書に基づき報告》</p>
丹後教育長	<p>報告 6「丹波篠山市立丹波篠山総合スポーツセンターの指定管理について」、社会教育・文化財課に報告を求める。</p>
辻川課長	<p>《議案書に基づき報告》</p>
丹後教育長	<p>報告 7「丹波篠山市民ミュージカル第 1 2 弾「シンデレラ」実績報告について」、田園交響ホールに報告を求める。</p>
酒井館長	<p>《議案書に基づき報告》</p>

丹後教育長	報告 8「令和 8 年度丹波篠山市人事異動（4 月 1 日）内示について」、教育総務課に報告を求める。
山内課長	《議案書に基づき報告》
丹後教育長	報告 9「令和 7 年度末県費負担教職員人事異動概要について」に移る。本案件は、人事案件で、まだ公表していない内容もあることから、丹波篠山市教育委員会会議規則第 14 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、非公開とするのが適当と考えるが、非公開としてよいか。
全委員	異議なし。
丹後教育長	全員「異議なし」であるので、報告 3「令和 6 年度末県費負担教職員人事異動概要について」非公開とする。
	(傍聴者なし)
	【会議非公開】
丹後教育長	報告 9「令和 7 年度末県費負担教職員人事異動概要について」、学校教育課に報告を求める。
小嶋次長	《議案書に基づき報告》
丹後教育長	報告 9 が終了したので、会議を公開する。
	【会議公開】
丹後教育長	<p>本年度、最後の教育委員会ということで一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>令和 7 年度もいろんなことがあり、課題も多くあったが、それをここにおられる皆で、一生懸命に対応いただき、一年を終えられること、感謝申し上げます。</p> <p>令和 8 年度に向け、退職者や部署異動、また来年度も同じ部署でやられる方もあるが、また新たな気持ちでお願いしたい。自分の意思と違う配置や、自分も含めて部下の配置も予想と違う場合もあるかもしれないが、人事については、自分の意思だけではかなわない、いろんな条件で決まっていくこともある。ご縁で異動となった訳であり、そのご縁を大事にしながら、「置かれた場所で自分らしく取り組んでほしい」と思う。</p> <p>以上で、本日の審議は全て終了する。</p> <p>これをもって、第 15 回臨時教育委員会を終了する。</p>